

# 一般廃棄物処理施設設置許可証

平成16年10月28日

住 所 鹿屋市朝日町7番21号  
氏 名 株式会社カナザワ  
代表取締役 金沢 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

鹿児島県県知事 伊藤 祐一郎



許可の年月日	平成16年10月28日	許可番号	指令環整第245号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	<p>①ごみ処理施設(圧縮梱包施設) 廃プラスチック類、ペットボトル ②ごみ処理施設(圧縮梱包施設) 古紙類 ③ごみ処理施設(圧縮施設) 空き缶類</p>		
設置場所	鹿屋市下祓川3568番1, 3569番3, 3569番6		
処理能力	<p>①ごみ処理施設(圧縮梱包施設) 122.4t/日 ②ごみ処理施設(圧縮梱包施設) 144.8t/日 ③ごみ処理施設(圧縮施設) 20.8t/日</p>		
許可の条件	なし		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</li><li>計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。</li><li>施設の使用前検査申請書を作成し、職員の検査を受けること。</li></ol>		